

令和8年4月19日執行

小 林 市 長 選 挙

候補者の心得

小林市選挙管理委員会

TEL 23-1143

FAX 23-7510

E-mail;:k\_senkan@city.kobayashi.lg.jp

☆☆☆ は し が き ☆☆☆

このしおりは、令和8年4月19日に執行される、小林市長選挙に立候補される方や、選挙運動員の方々のために立候補の手続きや選挙運動の制限などについて概要を述べたものです。このしおりにより、選挙のルールである公職選挙法の規定をご理解いただき、違反のない選挙運動を展開されますようお願いいたします。

小林市選挙管理委員会

— 凡 例 —

法令については、次のとおり略称を使用しております。

○公職選挙法	法
○公職選挙法施行令	令
○公職選挙法施行規則	規則

第1	選挙執行の概要	
1	選挙の名称	3
2	選挙の主な日程	3
3	投票について	4
4	選挙会（開票）について	5
5	選挙（開票）立会人の届出及び選挙立会人を定めるくじの実施	5
6	当選人について	5
第2	立候補の手続き	
1	立候補届出	6
2	届出項目一覧	7
3	届出書類の予備審査	8
4	届出書の記載事項の変更	8
5	立候補の辞退	8
6	供託の手続き	9
7	供託物の没収	9
8	供託物の返還	9
第3	選挙運動及び政治活動	
1	選挙運動とは	10
2	選挙運動の期間	10
3	選挙運動期間の例外	10
4	選挙運動ではない行為	10
5	選挙運動を行う人についての制限	10
6	選挙事務所について	11
7	文書図面の頒布について	
	(1) 通常葉書	11
	(2) 選挙運動用ビラ	12
8	インターネット等を利用した文書図面の頒布について	
	(1) ウェブサイト等を利用する方法	12
	(2) 電子メールを利用する方法	13
	(3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止	13
9	文書図面の掲示について	
	(1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの	13
	(2) 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するもの	14
	(3) 候補者が使用するもの	14
	(4) 個人演説会開催中使用するもの	14
	(5) 選挙運動用ポスター	15
10	掲示が禁止されているもの	15
11	新聞広告について	15
12	文書図面の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限について	
	(1) 禁止を免れる行為	16
	(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの	16
13	言論による選挙運動について	
	(1) 個人演説会	16
	(2) 他の演説会の禁止	16

(3) 街頭演説	17
(4) 演説等による選挙運動の一般的制限について	17
(5) 連呼行為	17
14 自動車、船舶及び拡声機の使用について	
(1) 自動車及び船舶の使用	18
(2) 拡声機（携帯用のものを含む。）の使用	18
15 禁止される選挙運動について	
(1) 休憩所等の禁止	18
(2) 戸別訪問の禁止	18
(3) 署名運動の禁止	18
(4) 人気投票の公表の禁止	19
(5) 飲食物の提供の禁止	19
(6) 氣勢を張る行為の禁止	19
(7) 文書図画の頒布とみなされる行為	19
(8) 選挙期日後のあいさつ行為の制限	19
16 その他の方法による選挙運動について	
(1) 幕間演説とは	20
(2) 個々面接とは	20
(3) 電話による選挙運動とは	20
17 文書図画の撤去について	20
18 寄附の禁止	20
19 選挙運動費用の公費負担	21
<b>第4 政党その他の政治団体等の政治活動の規制</b>	
1 市議会議員選挙での規制	22
2 市長選挙での規制	22
3 確認団体について（市長選挙のみ）	23
<b>第5 選挙運動に関する収入及び支出</b>	
1 選挙運動の制限	
(1) 支出額の制限	25
2 出納責任者	
(1) 選任	25
(2) 届出	25
(3) 解任及び辞任	25
(4) 出納責任者の異動	25
(5) 出納責任者の職務代行	26
3 出納責任者の職務、支出権限	
(1) 収入、寄附及び支出の定義	26
(2) 会計帳簿の記載	26
(3) 支出権限及び立候補準備のために要した費用の精算	26
(4) 寄附に関する明細書の受理	26
(5) 会計帳簿の備付、領収書等の徴収及び送付	27
(6) 帳簿、書類等の保存義務	27
4 選挙運動に関する支出とみなされないもの	28
5 実費弁償及び報酬の額	28
6 選挙運動に関する収支報告の提出等	30

# 第1 選挙執行の概要

1. 選挙の名称 小林市長選挙

## 2. 選挙の主な日程

月 日	項 目	時 間	場 所 等
3月10日(火)	・立候補届出予定者説明会	13:30~	市役所 第1別館大会議室
3月30日(月)	・立候補届出書類予備審査		市役所本館2階会議室1
4月11日(土)	・選挙人名簿登録基準日		
4月12日(日) 【告示日】	・立候補受付 ・選挙広報掲載申請受付	8:30~12:00 12:00~17:00	午前:市役所 第1別館大会議室 午後:市役所東館1階 選挙管理委員会事務局
	[選挙管理委員会によるくじの執行] ・投票記載所氏名掲示の掲載順序の決定 ・選挙公報掲載順序の決定	17:15~	市役所東館1階会議室4
4月13日(月) ~4月18日(土)	・期日前投票、不在者投票	8:30~20:00 8:30~18:00 8:30~18:00	市役所1階多目的スペース 須木庁舎 ロビー 野尻町保健福祉センター
4月14日(火)	・公営施設使用の個人演説会開始		
4月16日(木)	・選挙立会人届提出期限	17:00まで	
	[選挙管理委員会によるくじの執行] ・選挙立会人を定めるくじ実施	17:15	市役所東館1階会議室4
4月17日(金) ~4月18日(土)	・期日前投票所追加	9:00~17:00	西小林出張所
4月19日(日) 【投開票日】	・投票日	7:00~18:00	市内45投票所
	・開票日(選挙会)	19:30~	小林市市民体育館
4月20日(月)	・当選人の告示、当選の告知	9:00~	
	・当選証書付与式	10:00~	市役所本館3階会議室3
5月4日(月)	・選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出期限	17:00まで	市役所東館1階 選挙管理委員会事務局
	・選挙の効力に関する異議申立期限 ・当選の効力に関する異議申立期限	17:00まで	市役所東館1階 選挙管理委員会事務局
5月7日(木)	・供託金返還に関する通知書発送		

### 3. 投票について

- (1) 投票所 市内45ヶ所  
 (2) 投票時間 午前7時から午後6時まで  
 (3) 投票所を設ける場所の一覧

投票区	施設の名称	所在地
第1投票区	小林市役所 1階多目的スペース	小林市細野300番地
第2投票区	小林小学校 体育館	小林市細野184番地1
第3投票区	細野小学校 体育館	小林市細野3921番地
第4投票区	山中営農研修館	小林市細野5494番地2
第5投票区	三松小学校 体育館	小林市堤3519番地
第6投票区	水流迫公民館	小林市水流迫646番地2
第7投票区	東方研修館	小林市東方3317番地1
第8投票区	真方1区公民館	小林市真方801番地1
第9投票区	真方2区営農研修館	小林市真方4371番地5
第10投票区	真方3区公民館	小林市真方5877番地
第11投票区	小林市西ノ原農村集会所	小林市北西方3157番地9
第12投票区	永久津地区体育館	小林市北西方4076番地
第13投票区	窪田営農研修館(公民館)	小林市南西方3155番地1
第14投票区	西小林児童センター	小林市北西方1244番地4
第15投票区	種子田公民館	小林市北西方406番地13
第16投票区	生駒公民館	小林市南西方7813番地
第17投票区	三松地区体育館	小林市堤3699番地32
第18投票区	高山公民館	小林市東方6760番地
第19投票区	大王公民館	小林市細野4982番地1
第20投票区	岡原地区営農研修館	小林市北西方5635番地100
第21投票区	孝の子公民館	小林市南西方412番地2
第22投票区	鷗野営農研修館	小林市東方6236番地
第23投票区	小林中央公民館 大集会室	小林市細野38番地1
第24投票区	南西4区営農研修館	小林市南西方6350番地14
第25投票区	深草公民館	小林市北西方6697番地153
第26投票区	栗巣野公民館	小林市東方917番地口
第27投票区	橋谷地区公民館	小林市北西方2545番地イ-1-15
第28投票区	中大出水公民館	小林市南西方5261番地1
第30投票区	小林中学校 体育館	小林市細野565番地
第31投票区	須木庁舎 ロビー	小林市須木中原1757番地
第32投票区	旧鳥田町小学校 体育館	小林市須木鳥田町3181番地
第33投票区	奈佐木地区多目的研修集会施設	小林市須木奈佐木4214番地1
第34投票区	内山地域福祉センター	小林市須木内山5203番地1
第36投票区	新村公民館	小林市野尻町紙屋832番地6
第37投票区	紙屋老人福祉館	小林市野尻町紙屋1994番地1
第38投票区	大淀公民館	小林市野尻町紙屋3224番地
第39投票区	今別府営農研修施設	小林市野尻町紙屋2648番地1
第40投票区	天境営農研修施設	小林市野尻町東麓4860番地6
第41投票区	野尻町保健福祉センター	小林市野尻町東麓1158番地3
第42投票区	平木場公民館	小林市野尻町東麓5415番地150
第43投票区	牟田原農業構造改善センター	小林市野尻町東麓3619番地28
第44投票区	野尻町農村環境改善センター	小林市野尻町三ヶ野山4336番地55
第45投票区	水流平公民館	小林市野尻町三ヶ野山597番地2
第46投票区	野尻町いきいきコミュニティセンター	小林市野尻町三ヶ野山4093番地4
第47投票区	旧小林市消防団第10分団第6部詰所	小林市野尻町三ヶ野山3177番地54

#### 4. 選挙会（開票）について

- (1) 日 時 4月19日（日曜） 午後7時30分から  
(2) 場 所 小林市市民体育館

#### 5. 選挙（開票）立会人の届出及び選挙（開票）立会人を定めるくじの実施

選挙（開票）立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときは、小林市選挙管理委員会において選挙（開票）立会人を定めるくじを行います。（法第62条）

- (1) 届 出 先 小林市選挙管理委員会  
(2) 届 出 期 限 4月16日（木曜）午後5時まで  
(3) くじを行う日時・場所  
4月16日（木曜）午後5時15分から  
小林市役所本庁東館1階 会議室4

#### 6. 当選人について

法定得票数以上の票を得た者のうち、得票数の最も多い者が当選人になります。

また、得票数が同数の場合は選挙会において、選挙長がくじで当選人を決定します。

（法第95条）

$$\text{法定得票数} = \text{有効投票数} \times \frac{1}{4}$$

##### (1) 当選人の告知

4月20日（月）の午前9時に、小林市選挙管理委員会委員からご自宅に電話連絡を行います。

##### (2) 当選証書付与式

4月20日（月）に、以下の日程で行う予定としております。

- 日 時 午前10時から  
場 所 市役所本庁本館3階 会議室3

## 第2 立候補の手続き

立候補届出には、本人届出と本人以外の人が届け出る推薦届出の2通りの方法があります。届出の方法により必要な書類が異なりますので注意してください。

### 1. 立候補の届出（法第86条）

(1) 受付日時 4月12日（日曜） 午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所 小林市役所 第1別館 大会議室  
(12時以降は、市役所東館1階 選挙管理委員会事務局)

### (3) 届出の方法

届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」の2通りありますが、いずれの場合も郵便による届出はできません。 ※立候補届出には、必ず届出書に使用した印鑑をご持参ください。

#### 【小林市長選挙候補者届出書（立候補届出関係様式1）記載上の注意】

- ・ 氏名は、必ず戸籍に記載してある氏名を正確に書き、ふりがなを付ける。
- ・ 戸籍に記載されている漢字が常用漢字でない場合には、常用漢字に置き換えて記載。  
(※選管の事務処理上文字が印刷されない可能性があるため)
- ・ 本籍は、戸籍の記載と一致、住所は、住民票の住所と一致すること。
- ・ 年齢は、4月19日現在の満年齢を記載。
- ・ 党派名も正確に記載し、党派に属さない場合には無所属と記載。
- ・ 職業はできる限り詳しく書く。
- ・ 地方自治法第92条の2又は142条に規定する地方公共団体と請負関係にある場合（小林市に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（小林市が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である場合）は、その職名を記載する（記載欄あり）。

### (4) 受付の方法・順位

受付は、到着順に行いますが、午前8時30分までに到着した立候補予定者が2人以上ある場合は、くじで受付の順序を決めます。

#### 【午前8時30分までに到着された届出者の受付順番くじの執行の手順】

- ① くじをひく順番を決めるくじをひく。（予備くじ）
- ② 受付順番を決めるくじをひく。（本くじ）
- ③ ②で決まった順番で受付を行う。

なお、午前8時30分以降に到着された届出者の受付順番は、上記くじをひいた届出者の受付後、到着した順に受付を行います。

※ 立候補の資格につきましては、「地方選挙早わかり（全国市区選挙管理委員会連合会編）」の5ページから6ページに記載されていますのでご確認ください。また、6ページから11ページにかけて立候補の制限と禁止等の解説がありますので、こちらもご確認ください。

## 2. 届出項目一覧

項目	提出に必要な書類	期限	提出先
①立候補届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補届出書（関係様式1）</li> <li>・供託証明書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>*法務局への手続きが必要</li> <li>供託金は、市長選100万円</li> </ul> </li> <li>・宣誓書（関係様式集2）</li> <li>・所属党派証明書（関係様式3）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※無所属の場合は不要</li> </ul> </li> <li>・立候補者の戸籍の謄本又は抄本                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul> </li> <li>・通称認定申請書（関係様式4）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※通称を使用する時（かな書き含む。）</li> </ul> </li> <li>・常用漢字使用承諾書（関係様式5）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 20頁～30頁参照</li> </ul> </li> </ul>	4月12日（日） 8：30から 17：00まで	選挙管理委員会
②選挙事務所設置届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙事務所設置届（関係様式6）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 38頁参照</li> </ul> </li> </ul>	設置後直ちに ※立候補届が受理されて以降	
③選挙事務所異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙事務所異動届（関係様式7）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 39頁参照</li> </ul> </li> </ul>	異動後直ちに ※立候補届が受理されて以降	
④出納責任者選任届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納責任者選任届（関係様式8）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 36頁参照</li> </ul> </li> </ul>	選任後直ちに ※立候補届が受理されて以降	
⑤出納責任者異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納責任者異動届（関係様式9）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 144頁参照</li> </ul> </li> </ul>	異動後直ちに ※立候補届が受理されて以降	
⑥出納責任者職務代行開始（終了）届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納責任者職務代行開始届（関係様式10）</li> <li>・出納責任者職務代行終了届（関係様式11）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 144頁参照</li> </ul> </li> </ul>	※職務を代行する場合のみ	
⑦選挙運動事務員等届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動事務員等届出書（関係様式13）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>★地方選挙早わかり 41頁参照</li> </ul> </li> </ul>	雇い入れ前に ※立候補届が受理されて以降	
⑧選挙（開票）立会人の届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙立会人となるべき者の届出書（兼承諾書）（関係様式14）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※立会人の承諾が必要</li> </ul> </li> </ul>	4月16日（木） 17：00まで	
⑨公営施設使用個人演説会開催申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人演説会開催申出書（関係様式15）</li> </ul>	開催しようとする日の2日前の午後5時まで	
⑩立候補辞退届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小林市長選挙候補者辞退届（関係様式16）</li> </ul>	4月12日（日） 17：00まで	

項目	提出に必要な書類	期限	提出先
①選挙運動用ビラの届出	・選挙運動用ビラ届出書（関係様式） ・ビラの見本（1種類につき1枚）	立候補届出後、 頒布する前に	選挙管理 委員会
②選挙運動用通常葉書の交付請求	・候補者用通常葉書使用証明書 ※市選管が交付します。	4月18日（土） まで	小林 郵便局
③選挙運動用通常葉書の差出	・選挙運動用通常葉書差出票 ※葉書200枚ごとに差出票1枚	4月17日（金） までに配達されるように	小林 郵便局
④選挙運動費用収支報告書の提出	・選挙運動費用収支報告書 別冊 ・領収書その他の支出を証すべき書面の写 ※領収書を徴し難い事情があったときは、 その支出の明細書等	5月7日（木） 17：00まで	選挙管理 委員会

※候補者届出書等を記載するにあたっては、別添の「届出書等記載例」等を参考にしてください。

### 3. 届出書類の予備審査

届出書類にひとつでも不備があると立候補届出は受け付けられません。そこで、事前に届出書類の予備審査を行います。

- (1) 期 日 3月30日（月曜）9時から17時までの間で選挙管理委員会が指定した時刻  
指定日時：（ ）時（ ）分
- (2) 場 所 小林市役所 本館2階 会議室1  
※届出書に使用した印鑑をご持参ください。

#### <必要書類>

- (1) 「届出項目一覧」（7ページ）中の以下の項目の「提出に必要な書類」  
「①立候補届」「②選挙事務所設置届」「④出納責任者選任届」  
「⑦選挙運動事務員等届出書」「⑧選挙（開票）立会人の届出書」  
「⑨公営施設使用個人演説会開催申出書」
- (2) 選挙運動用ポスター見本1枚
- (3) 公費負担に係る届出書類一式（ビラ見本1枚を含む）
- (4) 選挙公報掲載申請に係る書類等一式（申請書、原稿、写真）
- (5) 確認団体に係る届出書類一式（市長選のみ） ※確認団体の申請を希望する場合のみ

### 4. 届出書の記載事項の変更

立候補届出書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに文書で選挙長（小林市選挙管理委員長）に届け出なければなりません。

### 5. 立候補の辞退（法第86条）

- (1) 立候補を辞退する場合は、文書で選挙長に届け出なければなりません。
- (2) 辞退できるのは、立候補届出をしたその日の午後5時までです。

## 6. 供託の手続き（法第 92 条）

(1) 供託金額 **市長選挙 1,000,000円**

(2) 供託する者

供託者は、立候補の届出をしようとする者、すなわち候補者か推薦届出をする者です。したがって、候補者本人が届出をする場合に第3者が供託したり、推薦届出の場合に候補者が供託しても無効になります。

2人以上の者が推薦届出をする場合には、代表者一人の名義で供託しても差し支えありません。

なお、供託者の氏名は必ず戸籍上の氏名、住所は住民票に記載された住所を記入してください。

(3) 供託の申請手続

供託申請は、法務局窓口での申請、郵送による申請又はオンラインによる申請となります。

窓口での申請の場合は、法務局（宮崎地方法務局都城支局）において供託書の受理手続を済ませてから、日本銀行都城代理店（宮崎銀行都城営業部内）で現金を納付する手続をすることとなります。

また、供託金は電子納付又は振込み（振込手数料が必要）による方法でも納付できますが、法務局窓口の混雑緩和の観点から、供託申請はできる限り「オンライン」により手続をさせていただきよう御協力をお願いします。

供託手続は、選挙期日の告示前でも申請をすることができますので、なるべく早めに手続を済ませておいてください。供託証書がないと、立候補の届出をしても受理できません。

\* 詳しくは、資料2に封入している「公職選挙法による供託手続について」「供託かんたん申請の御案内」をご参照ください。特に、記載例が示されていますので記載例に基づき記入願います。

## 7. 供託物の没収（法第 93 条）

供託物は次の場合には没収されます。

(1) 一定の得票数に達しないとき。**(有効投票総数の10分の1)**

(2) 立候補を辞退したとき。

(3) 候補者が公務員となったため、立候補の辞退とみなされたとき。

(4) 候補者が被選挙権のない者の立候補の禁止又は重複立候補の禁止に該当し、候補者届（候補者推薦届）を却下されたとき。

## 8. 供託物の返還（令第 93 条）

供託者は、選挙終了後、供託物の返還を請求できます。

供託物の返還請求には選挙管理委員会が交付する証明書が必要になります。

下記に該当し供託物の返還を請求できる時は、選挙管理委員会から通知します。

(1) 得票数が、一定の得票数を超えるとき。ただし、選挙及び当選の効力が確定した後。

(2) 無投票当選となった場合に、その選挙及び当選の効力が確定したとき。

(3) 候補者が投票所を開く時刻までに死亡したとき。

(4) 選挙の全部が無効となったとき。

ただし、選挙又は当選の効力について、異議の申出があった場合は選挙又は当選の効力が確定しないのでそれが確定するまでは、供託物の返還請求はできない。

## 第3 選挙運動及び政治活動

★選挙運動については地方選挙早わかり 45 頁～135 頁参照  
☆政治活動については地方選挙早わかり 213 頁～224 頁参照

### 1. 選挙運動とは

選挙運動とは、「特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるため直接又は間接に行う必要かつ有利な行為」とされています。

### 2. 選挙運動の期間

選挙運動の期間は、立候補の受付（4月12日）が済んでから投票日の前日（4月18日）の24時までです。（法第129条）

ただし、街頭演説や車上での連呼行為は午前8時から午後8時までです。

（法第140条の2、第164条の6）

### 3. 選挙運動期間の例外

選挙運動ができるのは、原則として投票日の前日までですが、例外として次のことは、投票日当日でもできることになっています。（法第132条、第143条）

- （1）投票所を設けた場所の入口から300メートル以上離れた区域に選挙事務所を設けておくこと。
- （2）選挙事務所を表示するために、その場所においてポスター、立札及び看板の類を全部で3枚以内及びちようちんの類1個を掲示しておくこと。
- （3）選挙運動の期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。ただし、投票日当日に貼り変えたり、新たに貼ることはできません。
- （4）選挙期日の前日までに、ウェブサイト等を利用する方法により頒布された選挙運動用文書図画を、選挙の当日においても表示させることができる状態に置いたままにすること。ただし、投票日に当該文書図画を更新することはできません。

### 4. 選挙運動ではない行為

立候補の準備や選挙運動の準備のための行為は、選挙運動とはみなされません。しかし、投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となり公職選挙法違反となります。

### 5. 選挙運動を行う人についての制限

以下の選挙運動については、公職選挙法等により禁止されています。

なお、具体的にある行為が選挙運動であるかどうかは、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様（その行為のなされる時期、場所、方法、対象等）を総合的に観察することによって、実質に即して判断されます。

- （1）選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法135条）
- （2）特定公務員の選挙運動の禁止（法136条）  
特定公務員・・・選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官等
- （3）公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法136条の2）
- （4）教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137条）
- （5）未成年者（18歳未満）の選挙運動の禁止（法137条の2）
- （6）選挙犯罪等のために選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137条の3）

## 6. 選挙事務所について（法第 130 条、131 条、132 条、134 条、143 条、令第 108 条）

選挙事務所については以下のとおり規定されています。

設置者	候補者（又は推薦届出者）	
設置数	候補者ひとりにつき 1 か所	
設置届	設置したときは、直ちに小林市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）へ設置届を提出	
事務所の移動	1 日 1 回に限り移動できる	
異動届	異動したらときは、直ちに市選管へ異動届を提出	
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦 3 5 0 cm 横 1 0 0 cm 以内	高さ 8 5 cm 直径 4 5 cm 以内
数量	通じて 3 以内	1 個のみ
記載内容	自由、ただし事務所を表示する記載内容があること。	
その他	<p>投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 m 未満の区域にある選挙事務所は、選挙当日は閉鎖するか、3 0 0 m 以外の区域に移動しなければならない（異動届が必要）。*この 3 0 0 m とは、<u>直線距離で 3 0 0 m である。</u></p> <p>看板等は、三角柱、広告塔や V 字型等の立体的な形態での設置はできない。</p>	

## 7 文書図画の頒布について（法第 142 条）

選挙運動のために使用する文書図画は、次の通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布できません。（法第 142 条、令第 109 条の 6）

※インターネット等を利用した文書図画の頒布は別途あり

### （1）通常葉書

枚数	市長選挙は 8, 0 0 0 枚、市議会議員選挙は 2, 0 0 0 枚
記載内容	自由
入手方法	立候補届出の際に、選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に指定された郵便局に提示して無料交付を受ける。
出し方	「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて指定された郵便局に差し出す。 *直接ポストに入れしないでください。
郵便料	無料（公費負担）
留意事項	<p>「使用証明書」は、立候補届出の際に、各候補者に交付することになりますので、日本郵便株式会社が発行する葉書の無料交付を希望する候補者は、立候補届出後に、郵便局から無料交付を受けることになります。</p> <p>公示日前に私製葉書（切手の貼ってない葉書）を購入し、印刷等の終了したものを使用する場合は、切手代（郵送料）が無料扱いとなります。（葉書の台紙・印刷代は自己負担となります。）</p>

## (2) 選挙運動用ビラ

種 類	候補者1人につき、2種類以内 *一枚の紙の両面に印刷したものは一枚として計算（証紙も一枚）
枚 数	市長選挙は16,000枚、市議会議員選挙は4,000枚
届 出	ビラの見本を添えて、あらかじめ市選管へ届け出る。
規 格	長さ29.7cm 幅21cm（A4判）を超えてはならない。
頒布責任者及び印刷者	ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載すること。 【記載例】 頒布責任者 住所 小林市〇〇1234番地 氏名 □□ □□ 印刷者 住所 小林市△△789番地 氏名 ◎◎◎印刷株式会社
記載内容	自由（色刷り、紙質に制限なし、両面印刷可）
証 紙	市選管が交付する「証紙」を貼らなければ頒布できない。
頒布方法及び頒布できる場所	・新聞折込み ・候補者の選挙事務所内 ・個人演説会の会場内又は街頭演説の場所 ※上記以外の方法及び場所では頒布できない。

## 8 インターネットを利用した文書図画の頒布について（法142条の3～6）

法第142条第1項の規定（通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布できない。）にかかわらず、下記（1）、（2）のインターネット等を利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができます。

### (1) ウェブサイト等を利用する方法

頒 布 者	年齢満18歳未満の者など選挙運動ができない者以外誰でも
記 載 内 容	自由
表 示 義 務	頒布者のメールアドレスなど連絡に必要な情報が正しく表示されるようにすること。（法142条の3第3項）
そ の 他	選挙期日の前日までに掲載されたものは、選挙の当日においても閲覧可能なままにすることができる。 <u>ウェブサイト等で頒布された文書図画を印刷して頒布することは違法となるので、注意または注意喚起が必要。</u>

## (2) 電子メールを利用する方法

送 信 者	候補者及び確認団体のみ（※確認団体は市長選のみ）
送 信 先	・あらかじめ選挙運動用メールの送信を求める旨又は送信することに同意する旨を送信者に対し通知した者 ・政治活動用メールの継続受信者で、あらかじめ送信者から選挙運動用メールを送信する旨の通知を受け、送信しないように求める旨の通知をしなかった者
記 載 内 容	自由
表 示 義 務	・選挙運動用メールである旨 ・送信者の氏名又は名称 ・送信拒否ができる旨とその通知先
そ の 他	送信者は、送信先からの同意等を保存しておくこと。 受信者は、他者へ転送できない（転送は違法）ため、注意喚起が必要。

(3) インターネットを利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止  
インターネット等を利用する方法を実施する際は、下記の事項は禁止されていますのでご注意ください。

ア 選挙運動のため、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推される事項を表示した広告を、有料で掲載すること。

イ 選挙運動期間中、アの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推される事項を表示した広告を、有料で掲載すること。

ウ 選挙運動期間中、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推される事項が表示されていない広告で、その広告から選挙運動用文書図画を掲載したウェブサイト  
に直接リンクされるものを有料で掲載すること。

## 9 文書図画の掲示について（法 143 条）

選挙運動のために使用する文書図画は、次の（1）～（5）のものほかは掲示することはできません。（法 143 条、144 条、145 条、令 110 条）

### (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦350cm 横100cm以内	高さ85cm 直径45cm以内
数 量	通じて3以内	1個のみ
記 載 内 容	自由、ただし事務所を表示する記載内容があること。	

## (2) 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦273cm 横73cm以内	高さ85cm 直径45cm以内
数 量	制限なし	1個のみ
記 載 内 容	自由	自由
留 意 事 項	<p>選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するもののうち、自動車の側面等にラッピングフィルムを貼り付ける等、車体に文書図画を掲示し、枠が設けられていない場合、車体側面のドア等の面積で規格内であるかを判断するため、ドア等が規格内（縦273cm横73cm以内）でない場合は、枠囲いをする必要がある。</p> <p>個々の掲示が規格内である場合でも、複数の枠を表示することで一体の文字や図画等となる場合は、複数をも一つの文書図画とみなした上で、規格内であるかを判断することになる。</p>	

## (3) 候補者が使用するもの

掲示できる文書図画	たすき、胸章、及び腕章の類
規 格	制限なし
数 量	制限なし
記 載 内 容	自由

\*選挙運動員が、候補者の名前など選挙を意識した記載内容の服を着て運動することはできません。

## (4) 個人演説会開催中使用するもの

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦273cm 横73cm以内 (会場内の制限なし)	高さ85cm 直径45cm以内
数 量	会場内	制限なし
	会場外	会場ごとに通じて2枚以内
記 載 内 容	<p>自由。ただし、表面に掲示責任者の氏名と住所を記載すること。 ※記載例は(5)選挙運動用ポスターを参照</p>	

## (5) 選挙運動用ポスター

規 格	長さ42cm 幅40cm以内 *R8.1.1改正 枚数は公営ポスター掲示場の数が上限(256箇所)
掲 示 場 所	市選管の設置したポスター掲示場にのみ掲示できる。 (立候補の受理番号と同じ番号の区画に掲示すること。)
記 載 内 容	ポスター表面に候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。 また、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。
掲 示 責 任 者 及 び 印 刷 者	ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載すること。 【記載例】 掲示責任者 住所 小林市〇〇1234番地 氏名 □□ □□ 印刷者 住所 小林市△△789番地 氏名 ◎◎◎印刷株式会社
投 票 日 の 例 外	投票日にも、そのまま掲示しておくことができる。

\*R8.1.1 施行(公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一(法第143条第1項及び第13項関係))  
公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42cm、幅40cm以内(通称「5号ポスター」)となりました。これに伴い、個人演説会告知用ポスター(いわゆる「2連・連名ポスター」)が廃止されました。

### 10 掲示が禁止されているもの(法143条)

選挙運動のためのアドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示することは禁止されています。

ただし、屋内の演説会場においてその演説会の開催中は、映写の類を掲示できます。

(法143条第1項第4号の2)

### 11 新聞広告について(法149条)

掲 載 手 続 き	立候補届出日に交付する「新聞広告掲載証明書」を添えて新聞社へ提出
掲 載 回 数	2回以内
掲 載 寸 法	横9.6cm、縦2段組以内で記事下に限る。色刷りはできない。
費 用	有料(候補者負担)
掲 載 時 期 及 び 内 容 等	掲載時期は、選挙運動期間中に限り候補者の自由だが、投票日の新聞に掲載したり、投票日に購読者に到着したりすることのないようにしなければならない。 広告の内容は自由。

## 12 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限について（法第 146 条）

頒布と掲示については厳重な制限がありますが、更に、次のように、「禁止を免れる行為」及び「禁止を免れる行為とみなされるもの」を法定して、制限しています。

### （1）禁止を免れる行為

何人も選挙運動期間中は、いかなる名義をもってするかを問わず、頒布又は掲示の禁止を免れる行為として次のことを表示する文書図画を頒布したり掲示したりすることはできません。

- ア 候補者の氏名若しくはシンボルマーク
- イ 政党その他の政治団体の名称
- ウ 候補者を推薦し、支持し又は反対する者の名

### （2）禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動期間中は、次のことを表示した年賀状、暑中見舞状、暑中見舞いその他これに類似するあいさつ状をその選挙区内に頒布し、又は掲示することは、脱法文書とみなされて、選挙運動の目的の有無にかかわらず、禁止を免れる行為とみなされますので、十分注意してください。

- ア 候補者の氏名
- イ 候補者の推薦届出者の氏名
- ウ 政党その他の政治団体の名称
- エ 候補者の選挙事務所従事者の氏名
- オ 候補者と同一の戸籍内にある者の氏名

## 13 言論による選挙運動について

### （1）個人演説会（法第 143 条、第 161 条～第 164 条、第 164 条の 3、令第 112 条）

開 催 者	候補者のみ
演 説 者	制限なし（候補者以外の者も演説できます。）
開 催 回 数	制限なし
施設	公 営 施 設 公営施設とは、学校、地方公共団体が管理する公会堂及び市選管の指定する施設をいう。 開催日の 2 日前までに市選管に届け出ること。したがって告示日及びその翌日は開催できない。 (開催できる期間：4 月 14 日～4 月 18 日) 使用時間は 1 回につき 5 時間まで。 使用料は、同一施設ごとに 1 回に限り無料。
	その他の施設 市選管への届出は不要。使用時間の制限はない。 使用料はすべて候補者負担。
掲示できる文書図画	14 ページ（4）個人演説会開催中使用するものを参照

### （2）他の演説会の禁止（法第 164 条の 3）

選挙運動のためにする演説会は、個人演説会を除くほか、いかなる名義をもってするかを問わず開催することはできません。また、候補者以外の者が 2 人以上の候補者の合同演説会を開催することも禁止されます。

### (3) 街頭演説（法第 140 条の 2、第 164 条の 5～第 164 条の 7）

標 旗	市選管の交付する標旗を必ず掲げなければならない。
演 説 時 間	時間は午前 8 時から午後 8 時まで。 街頭演説は必ず演説者がその場所にとどまってしなければならないが（走行中の自動車や歩行しながら行う演説、いわゆる「流し演説」は禁止）、長時間に渡り同一の場所にとどまって演説することのないようにも努めなければならない。 学校、病院等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。
従 事 者	15 人まで。市選管の交付する腕章を着用していなければならない。 ◎乗車用腕章 4 枚 ◎運動員用腕章 11 枚 ※運転手は運動員制限数（15 人）の中には含まないが、運転手に街頭演説の場所でビラを配らせる場合は腕章をつける必要があり、15 人の中に含めなければならない。

### (4) 演説等による選挙運動の一般的制限について

- ① 個人演説会及び街頭演説においては録音盤の使用ができません。（法第 164 条の 4）
- ② 特定の建物及び施設においては演説が禁止されます。（法第 166 条）
  - ア 国、地方公共団体及び日本郵政公社の所有し、又は管理する建物（公営住宅は除く）
  - イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他の鉄道敷地内
  - ウ 病院、診療所その他の療養施設

### (5) 連呼行為（法第 140 条の 2）

連呼行為とは、「短時間に同一の内容の短い文言を連続して繰り返し呼称すること」ですが、次の場合に限り認められています。

- ア 個人演説会場である場合
- イ 街頭演説の場所である場合
- ウ 幕間演説の場所である場合
- エ 午前 8 時から午後 8 時までの間に、選挙運動用自動車又は船舶上でその運航中又は停止中にする場合

※ 公職選挙法において、「選挙運動のための連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない」と規定されています。（法 140 条の 2 第 2 項）

また、上記(4) ② ア～ウにおいては、連呼行為も禁止されます（法第 166 条）。

拡声器等を使用した連呼行為や街頭演説は、公職選挙法において認められたものとなりますが、上記の規定があることを踏まえ、また、それ以外の地域でも市民の方の生活の過度な負担とならないよう音量等にも配慮しながら選挙運動を行ってください。

## 14 自動車、船舶及び拡声機の使用について

### (1) 自動車及び船舶の使用

(法第 140 条の 2、第 141 条、第 141 条の 2、第 141 条の 3、第 143 条、令第 109 条の 3)

台数	自動車 1 台又は船舶 1 隻		
使用できる種類	乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満のもの *		
設置届	設置したときは、直ちに小林市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）へ設置届を提出		
表示板	前面の見やすい箇所に表示		
乗車人員	候補者、運転手 1 人、乗車用腕章をつけた運動員 4 人まで。 ※いわゆる「ウグイス嬢」も運動員に含まれる。		
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類	
	規格	縦 273 cm 横 73 cm 以内	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内
	数量	制限なし	1 個のみ
	記載内容	自由	自由
選挙運動の方法	停止中に自動車上で演説ができる（標旗が必要）。 午前 8 時～午後 8 時の間に自動車上で連呼行為ができる。 学校、病院等の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。		
その他	所轄警察署で設備外積載許可等を受けなければならない。		

\*R8.1.1 施行(公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化(法第 141 条第 1 項及び第 6 項関係))  
公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満に統一されました。

### (2) 拡声器（携帯用のものを含む。）の使用（法 141 条）

使用できる数	1 そろい（演説会場では別に 1 そろい使用できる。）
表示板	見やすい箇所に表示（演説会場で使用するものには不要）

## 15 禁止される選挙運動について

### (1) 休憩所等の禁止（法第 133 条）

休憩所等は、選挙運動のため設けることはできません。ただし、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩場所等は除きます。

### (2) 戸別訪問の禁止（法第 138 条）

何人も、選挙に関し、投票を得るため、若しくは投票を得させ又は得させない目的をもって戸別訪問をすることはできません。

戸別とは、必ずしも選挙人宅個々のみをいうものではなく、会社、工場等も含まれます。

（選挙運動の期間前であっても、期間中であっても戸別訪問は禁止）

### (3) 署名運動の禁止（法第 138 条 2）

何人も、選挙に関し、投票を得るため、若しくは投票を得させ又は得させない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。

#### (4) 人気投票の公表の禁止 (法第 138 条 3)

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。

#### (5) 飲食物の提供の禁止 (法第 139 条)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義を持ってするかを問わず、飲食物（何も加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの）を提供することはできません。選挙事務所への酒類の陣中見舞いなども禁止されています。ただし、例外として、次のものは許されます。

ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供すること。

イ 選挙運動員、事務員、車上運動員及び労務者に対して候補者 1 人当たり、次の制限によって提供する弁当（ただし、労務者に弁当を提供したときは、報酬から弁当代を差し引いて支給しなければならない。）

① 選挙運動期間中に提供すること。

② 市選管で定めた弁当代の範囲内であること。(1 食 1,500 円、1 日 4,500 円以内) ※R7 改正

③ 315 食 (= [1 日] 15 人分×3 食【45 食】×7 日分) 以内であること。

④ 候補者の選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動員及び労務者が携行するために選挙事務所で提供された弁当を含む。）であること。

#### (6) 氣勢を張る行為の禁止 (法第 140 条)

何人も、選挙運動のために、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来すること等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

#### (7) 文書図画の頒布とみなされる行為 (法 142 条)

回覧板その他の文書図画又は看板の類を多数の者に回覧させることは、法律上頒布とみなされ禁止されています。

#### (8) 選挙期日後のあいさつ行為の制限 (法第 178 条)

何人も選挙の期日後に、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることができません。

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞い等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し、又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

## 16 その他の方法による選挙運動

その他の方法による選挙運動には、幕間演説、個々面接、電話による選挙運動があります。

※下記（１）～（３）とも、選挙期日の告示前に行えば、「事前運動」となるのはいうまでもありません。

### （１）幕間演説とは

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場の休憩時間に、たまたまそこに集まっている方々を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のために演説することをいうものであって、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会とも異なり、また、街頭演説ともならないので、自由に行うことができます。しかし、幕間演説が自由だからといって、あらかじめ聴衆を集めてもらっておいて、そこに出向いて選挙運動のための演説をすることはできません。

### （２）個々面接とは

お店や公共交通機関（JRや路線バス等）の中あるいは路上等で偶然知人等に出会った知人・友人に投票の依頼をすることは自由にできるが、選挙運動を行う目的で会いに行った場合は戸別訪問になるため禁止される。

### （３）電話による選挙運動とは

法律上運動方法などは制限されていませんので、自由に行えます。

候補者、出納責任者等から計画的に電話による選挙運動を指示されたような場合は、電話料等の費用は選挙運動費用に参入しなければならないので、注意が必要です。

## 17 文書図画の撤去について(法第 143 条の 2)

選挙運動のために掲示したポスター、立札、看板及びちようちんの類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用する自動車を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去してください。

## 18 寄附の禁止について ★地方選挙早わかり 224 頁～246 頁参照

選挙に関する寄附については、政治献金による政治腐敗を防止し、選挙の公正を確保するため、次のようなことはできないことになっています。

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| ① 特定の寄附の禁止                                       | (法第 199 条)                 |
| 小林市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。 |                            |
| ② 公職の候補者等の寄附の禁止                                  | (法第 199 条の 2 第 1 項)        |
| ③ 公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止                            | (法第 199 条の 2 第 2 項)        |
| ④ 寄附の勧誘・要求の禁止                                    | (法第 199 条の 2 第 3 項及び第 4 項) |
| ⑤ 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止                            | (法第 199 条の 3)              |
| ⑥ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止                        | (法第 199 条の 4)              |
| ⑦ 後援団体に関する寄附等の禁止                                 | (法第 199 条の 5)              |

## 19 選挙運動費用の公費負担について

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの印刷に要した経費のうち、一定の限度額内を公費で負担します。これは、お金のかからない選挙を実現することによって、公正な選挙が行われるようにするための制度です。

### (1) 公費負担の対象

- ア 選挙運動用自動車の使用料
- イ 選挙運動用ポスターの作成料
- ウ 選挙運動用ビラの作成料

### (2) 公費負担の対象となる候補者

この制度において、上記(1)の使用料又は作成費の一定限度額を市において負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られ、供託金没収者については、上記(1)に要した費用はすべて個人負担となります。

■ 市長選挙 (参考：供託金の額 市長候補者：100万円)

$$\text{供託物の没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

### (3) 公費負担の限度額

\*別冊「選挙公営の手引き」を参照

## 第4 政党その他の政治団体等の政治活動の規制

選挙運動期間中は、次のとおり政党その他の政治団体等の政治活動には規制があります。

### 1 市議会議員選挙での規制（法第201条の13、第201条の14） （省略）

### 2 市長選挙での規制（法第201条の9、第201条の13、第201条の14）

市長選挙の期間中、次の政治活動が規制の対象になります。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政治活動用ポスターの掲示（政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したポスターの掲示を含む。）
- ④ 政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所以外での政治活動用立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示した立札及び看板の類の掲示を含む。）
- ⑤ 政治活動用ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布（政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したビラの頒布を含む。）
- ⑥ 宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車及び拡声機の使用
- ⑦ 政治活動のための連呼行為
- ⑧ 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌、インターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載すること。
- ⑨ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの、及び公営住宅を除く。）での文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすること。

その他の態様あるいは手段による政治活動、例えば、ラジオ、テレビ、新聞、パンフレット、インターネット等による政治活動は、選挙運動にわたって行ったり、あるいは上記の規制に反しない限り自由です。

また、選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、そのポスターに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が、その選挙で候補者となったときは、候補者となった日のうちに、そのポスターを撤去しなければなりません。

### 3 確認団体について（市長選挙のみ）

※確認団体については、前記2 市長選挙での規制の①から⑥について、一定の条件のもとで行うことができます。ただし、投票日当日は、確認団体であっても禁止されます。

#### 【確認団体とは】

各選挙ごとに定められた「一定要件」を具備し、確認団体の届出をして確認書の交付を受けた政党その他の政治団体のことをいいます。政党その他の政治団体が選挙時に規制される政治活動のうち、一定の政治活動を行うことができます。確認団体になるには、次の要件と手続が必要です（市長選挙のみ）。

- ① 政治資金規正法第6条の規定による政治団体設立届がなされていること。
- ② 所属候補者又は支援候補者を有すること。
- ③ 市選管に「政治団体確認申請書」を提出し、確認書の交付を受けていること。（「支援候補者」については、本人の同意書を添えることが必要。「所属候補者」の場合は不要。）

なお、確認団体の手続や可能な政治活動の詳細等については、別冊でお配りする「地方選挙早わかり」の該当ページを以下にお示しします。選挙期間中に確認団体の政治活動を行う場合は、よくお読みになり、法令違反とならないようお願いいたします。

※政治活動の「従」としての、選挙運動にわたる演説等は可能であるが、その演説等が「主」となるとはいけないことや、ビラやポスター等に候補者の氏名又は氏名類推事項の記載はできないなどの制限がありますので、ご注意ください。）

#### ◆確認団体の手続や可能な政治活動の詳細等の、別冊「地方選挙早わかり」における該当ページ

- (1) 確認団体の選挙時における政治活動を取りまとめた一覧（190頁・191頁）
- (2) 確認団体の要件（192頁）※上記囲み書きにも記載
- (3) 確認団体申請の方法（192頁）※上記囲み書きにも記載
- (4) 規制の対象となる政治活動の種類等（192頁～195頁）
- (5) 規制される政治活動の内容等
  - ① 政談演説会（196頁～198頁）  
※開催時は「政談演説会開催届出書」を市選管へ提出。
  - ② 街頭政談演説（198頁・199頁）
  - ③ 政治活動用自動車の使用（199頁・200頁）  
※市の交付する表示板の掲示が必要
  - ④ 政治活動用拡声機の使用（200頁）
  - ⑤ ポスターの掲示（200頁・201頁）  
※ポスター作成費用は自己負担  
※ポスター掲示箇所は法第145条を準用
  - ⑥ 立札及び看板の類の掲示（201頁・202頁）  
※政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類には、市選管が交付する証紙を表示することが必要。証紙は「証紙交付申請書」により申請。

⑦ ビラの頒布（203 頁）

※表面に、当該政治団体の名称、選挙の種類及び政治活動用ビラである旨の表示をすることが必要。

（例示）

〇〇党（〇〇の会）小林市長選挙届出ビラ〇号

（ビラ届出の順に1号、2号の別を記載すること。）

⑧ 政治活動における連呼行為の制限（203 頁・204 頁）

（6）禁止される政治活動

① 特定の候補者の氏名などの記載の禁止（204 頁）

② 公共の建物での文書図画の頒布の禁止（204 頁・205 頁）

（7）インターネットの有料広告（205 頁）

（8）政治活動と選挙運動との比較（205 頁～208 頁）

（9）政党その他の政治団体の発行する機関紙誌（208 頁～210 頁）

（10）確認団体に関するQ&A（210 頁～212 頁）

なお、確認団体申請、ビラの届出、機関紙誌の届出及び政治活動用ポスターの検印、政治活動用自動車の表示板の交付の日時及び場所は次のとおりです。

※申請又は届出には、代表者の印鑑が必要です。

届出期間	届出場所
4月12日（日） 午前8時30分から正午まで	小林市役所 第一別館 大会議室
4月12日（日） 正午から午後5時まで 4月13日（月）から18日（土） 午前8時30分から午後5時まで	小林市役所 東館1階 小林市選挙管理委員会事務局

## 第5 選挙運動に関する収入及び支出

### 1 選挙運動費用の制限

★地方選挙早わかり 165 頁～167 頁参照

#### (1) 支出額の制限（法第 194 条、251 条の 2、令第 127 条）

選挙運動に関する支出の金額は、法律で定められた方法により算出した額を超えて支出することはできません。この算出された額を「選挙運動に関する支出の法定制限額」といいます。なお、これに違反すると当選は無効となり連座裁判の確定日から 5 年間の立候補制限が科せられます。

#### ○市長選挙の法定制限額の計算式

告示日における選挙人名簿登録者数 × 人数割額（81 円） + 固定額（310 万円）

※制限額については、立候補届出の際に別途通知します。

### 2 出納責任者

★地方選挙早わかり 143 頁～145 頁参照

選挙運動費用の収支について全面的な責任と権限を持つ人が出納責任者です。出納責任者の選任及び届出は次のとおりです。

#### (1) 選任（法第 180 条）

- ア 候補者は、出納責任者 1 人を選任しなければなりません。
- イ 出納責任者の選任方式は、
  - 候補者が選任する場合
  - 候補者自らが出納責任者となる場合
  - 候補者の承諾を得て推薦届出者が選任する場合
  - 候補者の承諾を得て推薦届出者自らが出納責任者となる場合      があります。

#### (2) 届出（法第 180 条）

- ア 出納責任者を選任した者（候補者または推薦届出者が自ら出納責任者となった場合を除く。）は、支払い最高額の協定書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。なお、市選管への提出は必要ありません。
- イ 出納責任者を選任したときは、直ちに選任届を市選管に提出しなければなりません。
- ウ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、イの届出書に、その選任につき候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えなければなりません。

#### (3) 解任及び辞任（法第 181 条）

- ア 候補者は、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。
- イ 出納責任者は、文書で候補者等に通知することにより、辞任することができます。

#### (4) 出納責任者の異動（法第 182 条）

出納責任者に異動があったときは、選任者は（2）の例により異動届（出納責任者異動届）を提出しなければなりません。なお、（3）による異動については解任通知又は辞任通知のあったことを証する書面を添付しなければなりません。

### (5) 出納責任者の職務代行（法第 183 条）

出納責任者に事故があるとき、又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代わってその職務を行わなければなりません。

## 3 出納責任者の職務、支出権限

★地方選挙早わかり 137 頁～182 頁参照

### (1) 収入、寄附及び支出の定義（法第 179 条）

収入	金銭、物品その他財産上の利益の収受だけでなく、その収受の承諾又は約束をいう。
寄附	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付だけでなく、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。
支出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付だけでなく、その供与又は交付の約束をいう。

なお、これらの収入、寄附、支出を通じ「金銭、物品、その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され又は交付されるもの、その他これに類するものも含まれる。

### (2) 会計帳簿の記載（法第 185 条）

#### ア 収入簿

選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入を記載します。

労務の無償提供、選挙事務所の無償借上等も実費又は時価に見積もった金額を寄附として計上します。

#### イ 支出簿

選挙運動に関する全ての支出を記載する（立候補準備のために支出した費用を含む。）。

人件費、家屋費、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食糧費、休泊費、雑費の費目に区分し記載します。

寄附として計上した労務の無償提供や選挙事務所の無償借上等については同額を支出に計上します。

### (3) 支出権限及び立候補準備のために要した費用の精算（法第 187 条第 2 項）

ア 選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ① 立候補準備のために要する支出をする場合
- ② 電話による選挙運動に要する支出をする場合
- ③ 出納責任者の文書による承諾を得て支出をする場合

イ 立候補準備のために要した支出については、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は、他の者が候補者若しくは出納責任者となった者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は就任後直ちに候補者又は支出者につき精算をし、会計帳簿に記載しなければなりません。

### (4) 寄附に関する明細書の受理（法第 186 条）

出納責任者以外の者で、候補者のための選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日

から7日以内に（出納責任者の請求があれば直ちに）寄附者の氏名、住所、金額、年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

#### （5）会計帳簿の備付、領収書等の徴収及び送付（法第185条、188条、規則第22条）

ア 出納責任者は会計帳簿を作成して備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証すべき書面を徴しておかなければなりません。ただし、領収書等を徴することができないときはこの限りではありません。

また、領収書の宛名は候補者名または選挙事務所名を記載し、後援会事務所名を宛名に記載しないようにしてください。

イ 候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、領収書を徴収して直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

#### （6）帳簿、書類等の保存義務（法第191条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書を提出した日から3年間保存する義務があります。保存義務者は、収支報告書を提出したときの出納責任者です。

#### （参考）支出簿費目の解説

①人件費	選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者に対する報酬が考えられます。
②家屋費	家屋費は、選挙事務所費と集会会場費とに区分されます。 選挙事務所費には、事務所自体の賃料のほか、机、椅子など備品の借上料が考えられます。電話架設費も家屋費の中に含まれます。 集会会場費は、個人演説会場の借上料やマイク、机、椅子などの借上料が考えられます。
③通信費	電話代や電報料、葉書代、封書の郵送料などが考えられます。 (電報は文書であるから選挙運動のためには使えません。事務連絡用に限ります。)
④交通費	候補者、選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者について生じます。候補者の分は原則として選挙運動費用とみなされませんが、選挙運動員などについては、実費弁償があります。
⑤印刷費	選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費が考えられます。ポスターやビラの作成について、地方公共団体がその作成費を無料とする条例を定めていても、その作成費は選挙運動費用に算入し、収支報告書に記載して報告しなければなりません。
⑥広告費	立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の購入費用のほか、看板などの作成費が考えられます。
⑦文具費	紙、ボールペンなどの筆記用具や選挙事務のために使用する消耗品代等です。
⑧食糧費	選挙事務所で提供する湯茶やこれに伴って通常用いられる程度の菓子にかかった費用や法律で認められた範囲内で運動員、労務者に対して提供する弁当料があります。
⑨休泊費	休憩及び宿泊にかかる費用です。おおむね候補者、選挙運動員について生じます。
⑩雑費	上記①～⑨に該当しない経費が全て含まれます。 冷暖房用灯油代、ガス代、電気代、水道代は、雑費になります。 この他、雑費として記載するものは、候補者によりいろいろ異なると思われます。

4 選挙運動に関する支出とみなされないもの ★地方選挙早わかり 167 頁～168 頁参照

次の支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないため会計帳簿に記載する必要はありません。

(法 197 条)

- ア 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外の支出
  - イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外の支出
  - ウ 候補者の乗用する車等のために要した支出
  - エ 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
  - オ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
  - カ 政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した費用
- ※ 供託金は選挙運動費用でないとされています。

5 実費弁償及び報酬の額 (法第 197 条の 2、令第 129 条) R7.6.27 一部改正

★地方選挙早わかり 159 頁～165 頁参照

ア 選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償の額は、それぞれ次の額を超えてはなりません。

区分		選挙運動に従事する者		選挙運動のために使用する労務者
		事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者	選挙運動員	
報 酬	基本日額	事務員 1 人 1 日につき 15,000 円以内 車上運動員 (ウグイス嬢) 1 人 1 日につき 20,000 円以内 手話通訳者、要約筆記者 1 人 1 日につき 20,000 円以内	支給できない	1 人 1 日 10,000 円以内 (弁当を提供した場合には、この報酬額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額以内)
	超過勤務手当	支給できない	支給できない	1 日につき基本日額の 5 割以内
実 費 弁 償	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃	路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額	左に同じ	左に同じ
	宿泊料	1 夜につき 23,000 円以内 (食料 2 食分含む。)	左に同じ	1 夜につき 20,000 円以内 (食料を含まない。)
	弁当料	1 食につき 1,500 円以内 1 日につき 4,500 円以内 (弁当を提供した場合は、1 日当たりの弁当料の制限額から、既に提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内)	左に同じ	支給できない
	茶菓料	1 日につき 1,000 円以内	左に同じ	支給できない (通常用いられる程度の茶菓は提供できる。)

イ 選挙運動に従事する者に対し、法第139条により弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給することができる弁当料は、一日当たりの弁当料の制限額（4,500円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内となります。

また、労務者に弁当を提供した場合には、その者に支給する報酬は、支給すべき報酬の基本日額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額でなければなりません。

例えば食事をしていない者に対し弁当料を支給したり、800円の食事をした者に対し、1,500円を支給したりすることはできません。なお、今回の選挙における弁当料は、315食分が限度となります。

ウ 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員や専ら車上的における選挙運動のために使用する者（いわゆるウグイス嬢等の車上運動員）及び専ら手話通訳のために使用する者については、あらかじめ文書（「報酬支給運動員届出書」）で市選管に届け出た者に限り、実費弁償の他に報酬も支給できます。

報酬を支給できる期間は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの7日間（今回は4月12日から4月18日まで）

エ 報酬を支給できる人数は、候補者1人につき1日12人以内（実員数60人）です。ただし、使用する前に市選管に届出をした者でなければ支給することはできません。

オ 事務員とは、選挙運動のために雇い入れられて、選挙運動に関する事務に従事する者のことをいいます。したがって、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。

※事務員に18歳未満の者は使用できません。

カ 要約筆記者とは、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画や選挙運動のために使用する文書図画に口述を要約して表示するために従事する者のことをいいます。

キ 選挙運動員とは、選挙において専ら選挙運動を主に行う者のことをいいます。応援弁士も含まれます。

ク 労務者とは、選挙運動を行うことなく、単純な機械的労務（たとえば葉書の宛名書きや発送、看板の運搬、ポスター貼り）に従事する者のことをいいます。

※18歳未満の者も使用できます。

## 6 選挙運動に関する収支報告の提出等（法第 189 条）

★地方選挙早わかり 169 頁～182 頁、185 頁参照

出納責任者は、選挙運動に関してなされた収入及び支出に関する事項を記載した収支報告書を領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して市選管に提出しなければなりません。

### （1）提出書類

- ア 選挙運動用収支報告書
- イ 支出を証する領収書の写し
- ウ 領収書等を徴収し難い事情があった支出の明細書（該当がある場合）
- エ 振り込み明細書に係る支出目的書（該当がある場合）

### （2）提出期限

- ア 第 1 回目 選挙の期日から 15 日以内に提出しなければなりません。  
（令和 8 年 5 月 4 日（月）まで ※期限厳守）
- イ 第 2 回目以降 第 1 回目の報告書提出後になされた収入・支出について、その収入・支出がなされてから 7 日以内に提出しなければなりません。

### ◆ 候補者に交付される表示物及び証明書類一覧表

番号	交付物	数量
1	選挙運動用自動車の表示板	1 枚
2	選挙運動用拡声機の表示板	1 枚
3	街頭演説用標旗	1 枚
4	自動車乗車用腕章	4 枚
5	街頭演説用腕章	11 枚
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	40 枚
8	新聞広告掲載証明書	2 枚
9	選挙運動用ビラ証紙	16,000 枚
10	政談演説会告知用の立札及び看板の表示物 （確認団体のみ）	届出による数量 ※上限 2 回 × 5 = 10

上記 1 から 5 につきましては、投票日以降、小林市選挙管理委員会へ返還してください。